

湯河原町公営企業事務分掌に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

湯河原町長 内藤 喜文



湯河原町公営企業管理規程第2号

湯河原町公営企業事務分掌に関する規程の一部を改正する規程

湯河原町公営企業事務分掌に関する規程（平成23年湯河原町公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「水道課、温泉課及び下水道課」を「上下水道課及び温泉課」に改める。

第2条の表水道課の項中「水道課」を「上下水道課」に改め、同項中「施設係」を「上水道施設係、下水道施設係」に改め、同表下水道課の項を削る。

第3条の表水道課の部中「水道課」を「上下水道課」に改め、同部管理系の項第5号中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同項第12号中「水道料金」を「水道料金、下水道使用料」に改め、同項第14号中「水道料金等」を「水道料金、下水道使用料等」に改め、同項中第20号を第25号とし、第19号の次に次の5号を加える。

- (20) 下水道の供用開始に関する事。
- (21) 下水道事業の啓発並びに排水設備の普及及び促進に関する事。
- (22) 下水道排水設備の設置申請の許可及び指導に関する事。
- (23) 下水道の使用開始、中止、廃止等に関する事。
- (24) 広域公共下水道に関する事。

第3条の表水道課の部施設系の項中「施設係」を「上水道施設係」に改め、同項第4号中「資材」を「水道事業に係る資材」に改め、同項第5号中「工事等」を「水道事業に係る工事等」に改め、同項第6号中「事業施設」を「水道事業施設」に改め、同項第8号中「水質検査」を「水道事業に係る水質検査」に改め、同項第9号中「土地」を「水道事業に係る土地」に改め、同項第10号中「工事」を「水道事業に係る工事」に改め、同項の次に次のように加える。

下水道施設係

- (1) 下水道事業計画に関する事。

- (2) 下水道管路施設の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 下水道事業に係る資材及び物品の検収、出納及び保管に関すること。
- (4) 下水道事業に係る土地の占用及び掘削の申請に関すること。
- (5) 指定下水道工事店及び責任技術者に関すること。
- (6) 下水道台帳の管理に関すること。
- (7) 浄水センターの整備及び維持管理に関すること。
- (8) 下水道事業に係る水質、臭気その他の環境保全に関すること。
- (9) 事業所等の排水規制及び指導に関すること。
- (10) 下水道事業に係る薬品等の管理保管に関すること。
- (11) 浄水センター運営調整委員会に関すること。
- (12) 下水道の災害復旧に関すること。
- (13) 土木工事、建築工事等の検査調整に関すること。

第3条の表下水道課の部を削る。

第11条第1項中「水道課長、温泉課長及び下水道課長」を「上下水道課長、温泉課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。